

令和3年度 市民後見人養成講座受講者募集

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が不十分なかたが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることを支援する制度です。

市民後見人とは、判断能力が不十分なかたの生活を支えていくため、一般市民のかたが「後見人」となり、本人に代わって金銭管理などの支援をおこなうものです。

市民後見人を養成するため、令和3年度市民後見人養成講座の受講者を募集します。講座では、後見人活動に必要な知識を修得していただき、今後、市や社会福祉協議会が行う後見活動に協力していただきます。

■応募条件

次の全てを満たすかた

- (1) 市内在住で、令和3年4月1日現在で25歳以上70歳未満のかた
- (2) 原則として全ての講習に参加可能なかた
- (3) 修了後は後見人として活動する意思のあるかた

■募集定員

20人(予定) ※選考により決定します

■受講内容

座学と実習によって構成された体系プログラムにより、後見人活動に必要な知識を学びます。

■開催日

- <座学> 令和3年11月27日、12月25日、
令和4年1月15日、2月5日、26日(土)【全5回】
- <実習> 今年度は新型コロナウイルスの関係で実習の代わりにレポート予定

■受講料

1,500円(テキスト代)

■申込み

10月29日(金)までに申込書と志望動機を400字程度にまとめた小論文を持参又は郵送【当日消印有効】で館林市社会福祉協議会へ提出 [申込用紙のダウンロードはこちら](#)

■問い合わせ

館林市社会福祉協議会 地域福祉課 地域係(担当:石川)
Tel0276-75-7111